

令和元年6月17日現在

機関番号：12608

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K12976

研究課題名（和文）ライセンス契約等の知的財産利用関係再編による倒産処理

研究課題名（英文）Reconstructing of utilizing intellectual property by license contract in bankruptcy cases

研究代表者

金子 宏直（KANEKO, HIRONAO）

東京工業大学・リベラルアーツ研究教育院・准教授

研究者番号：00293077

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：知的財産を利用するライセンス契約のライセンサーの倒産の場合に利用者を保護する立法的手当てがなされたが、對抗要件制度のない主に著作権の利用に関する契約について、著作権の権利者の倒産の場合については法的な解決が十分になされていない。著作権の利用については、近時音楽やビデオ以外のデジタル・コンテンツの利用契約も広く行われ、ニュースメディア等も重要になっている。これらのデジタル・コンテンツは個別の利用契約について処理を考えることは利用の実態に合わないため、コンテンツを総合的に利用継続できるような法的倒産手続以外の対応も重要になる。技術情報やノウハウ等の事業承継における保護の必要性との共通点を考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

知的財産を利用の利用者の保護は、デジタル・コンテンツの取引の重要性が高まるにつれて、特許などの技術に関連するライセンス契約という限られた利用者の問題だけではなく、より一般的な利用者も対象に含まれるようになった。立法的な手当ては順次なされているが、デジタル・コンテンツの利用を権利者が倒産した場合でも利用者が継続して利用できるようにするための方法については必ずしも十分には議論されてこなかった。新しい知的財産の利用を継続して利用できるようにするための制度と、倒産法以外の、事業の継続や承継等のための手続には共通点がみられ、今後の制度設計に参考になることを明らかにした点で意義がある。

研究成果の概要（英文）：Bankruptcy law had ammended to protect a licensee in the bankrupt of licensor where a licensee had a perfection. However a licensee without a perfection, especially in a copyright licence, is not protected by the ammendment. License of copyrighted work includes music, motion picture and presently digital contents other than music and news media. They also becomes important. About these digital contents, deposition of a contract of each contents in bankruptcy of license is not represent practical use of digital contents. A measure to cover whole digital contents that licensee or users need to continue to use after the bankruptcy of licensor will be discussed. The measure may have common parts of a succession of technological information, trade secret or know how.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：ライセンス契約 倒産処理 事業承継 デジタル・コンテンツ 著作権 営業秘密

## 1. 研究開始当初の背景

これまで、知的財産などのライセンス契約はライセンサーが倒産した場合の処理、ライセンシーの保護をどのようにするのが議論されてきた。ライセンス契約について依然として以下のような問題が重要である。(ア)ライセンス契約の重要性と内容の多様性と倒産時における処理:(ライセンスの多様性)特許権を代表とする知的財産権は、発明者や特許権者自身では十分な利用が行われないため、ライセンス契約等を通じて幅広く利用される必要がある(重要性)。ライセンス契約は、知的財産法に定めのある実施権や使用権と同一ではなく、複数の種類の知的財産権の組み合わせや特殊なビジネスモデルを成立させる基盤にもなっている(多様性)。(イ)倒産法と知的財産法の関係:対抗要件を基準にしたライセンシー保護(破産法 56 条)、平成 23 年特許法等の改正により、通常実施権者が知的財産権の譲受人および特許権者の破産管財人に対して実施権を当然対抗できるようになった(特許法 99 条)。一方、対抗要件制度の公示機能の低下、従来から登録制度を持たない著作権や営業秘密のライセンス契約の保護の方向性を未解決となった。(ウ)知的財産活用の阻害可能性:倒産法・知的財産法個別の改正による対応は、ライセンス契約に関する法的安定性を害し、ライセンスによる知的財産利用、一種のライセンス市場の形成に負の影響が懸念される。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、日本法を対象に、著作権の利用権を中心とした知的財産権、特に複数の知的財産権の利用関係が組み合わされた権利関係の融合的な倒産処理の利用について、倒産処理に活用される事業譲渡を参考に、個別のライセンス契約の処理ではなく、知的財産を総合して権利利用者の保護を行う可能性について考察を行う。

従来から十分に解明されていない破産法 56 条で保護されない知的財産ライセンスである著作権および営業秘密に関する利用者の倒産手続における保護を検討する。著作権の利用に関する信託法等による倒産手続排除効を他の知的財産の倒産処理状況と比較して再検討する。

また、信託と並んで財団抵当・企業担保等を参考にして、倒産手続前および換価により知的財産権の切り売りを回避し、知的財産の利用継続を活かし倒産 ADR の可能性も検討することを目的とする。

## 3. 研究の方法

文献調査と外国状況調査を通じた比較法的な検討により、日本法、米国法、英国法を中心に議論を検討する。諸外国の研究者、専門家との情報交換を行う。財団抵当や企業担保等について倒産手続における取扱いを検討する。著作権や営業秘密等の従来から登録制度がない知的財産の利用について、その実際の利用取引等についての整理を行う。倒産手続における処理、権利関係の錯綜した状態を再編する手法を取り入れた、法的倒産手続以外の方法についても検討を行う。

## 4. 研究成果

知的財産権のうち、著作権については、文化庁への登録およびプログラム著作物の登録機関への登録制度という登録制度があり、権利譲渡、排他的利用権、担保権の設定等が登録という対抗制度が存在する。しかし、著作権は著作物の創作と同時に発生するため、登録制度が利用されるのは著作権のごくわずかにとどまっている。そのため、著作権者が必ずしも明確ではないまま、著作権利用がなされ、利用権のみが複雑に存在するという事態も存在し得る。そして、著作権は著作権者の倒産、特に、法人の著作権者の倒産の場合には、権利帰属主体が消滅するため、著作権者が存在しないことで著作権が消滅する場合も少なくない。そして、著作権登録制度と並行する形で著作物の利用権管理団体が複数存在しており、これらの管理団体に登録された著作物に関しては、少なくとも著作権者自体が不明になることはない。著作権管理団体の利用権管理契約は著作権の対象となる著作物別に利用者団体が分かれており、契約の法的性質に関して 2 種類に大別されている。このうち、信託的譲渡契約の場合には、著作権者の倒産等により著作権の利用自体が妨げられることはないが、著作権自体の消滅に対する保護にはならない。そこで、利用権を含めた契約関係が適切に維持される仕組みが必要であることが分かる。契約関係の維持には、清算型の倒産処理手続である破産手続においては、知的財産権の利用関係の継続は、極めて困難になる。これに対して、民事再生手続の利用を広く認めることにより、契約関係の再交渉の機会を提供する可能性が広がることを検討した。この検討の結果は、「知的財産破産-著作権の利用関係処理を中心に-」として論じた。

また、現在の技術やビジネスモデルの発展への対応を考慮に入れた。

著作権の利用として近時重要性を増すインターネットを利用したデジタル・コンテンツに関する契約の実例について調査研究を行った。音楽コンテンツ、映画等の動画コンテンツの配信サービスは従来から多く存在し普及している。これらのデジタル・コンテンツとは別に、近時、AR や VR 技術の発展・普及により、コンピューターゲームや関連するデジタル・コンテンツが増加し始めている。これらのコンテンツについての利用がどのように行われるのかを、実際の契約例、多くは、サービスの利用規約としてベンダーとユーザーとの間の契約として締結され

るようになっている。

これらとは別に重要性の高まる、ニュース・情報コンテンツについて、キュレーションサイト（まとめサイト）が有用なビジネスモデルとして注目された一方で、大手のキュレーションサイトにおいて一部不正確な情報や第三者の知的財産権を侵害するコンテンツが混入することにより、サイトの休止が行われる等の問題点も表面化した。そこで、キュレーションサイトに問題のある情報コンテンツが混入する原因と、従来型のメディアにおけるニュース情報コンテンツの管理や利用契約等についての現状を把握するために、新聞等のニュース情報の利用状況についての状況調査等を行った。

そして、日本におけるニュース情報コンテンツに関する事例の紹介と法的問題を検討する国際学会において、Hironao Kaneko, Warranty of Accurate information on the Informational Service Provider - Curating Site Case として、知的財産の価値評価に影響する情報の正確性に関連するリスクについて報告を行った。

そして、情報コンテンツを中心に情報の正確性や新たな利用形態が出現することにより、それまでの知的財産利用の継続が困難になるなど、知的財産利用を阻害する要因をあらためて整理を行った。

その過程で、デジタル・コンテンツ取引に関するEU指令提案において、倒産を含む債務不履行を原因とする契約解除ないし契約終了の処理について整理を行い米国ALI原則との比較検討を行った。その成果は、川和功子=金子宏直「EUにおけるデジタル・コンテンツ契約の現在」に含まれている。

今年度は研究成果について海外の研究者と情報交換を行いつつ国際学会における報告を行った。まず、Hironao Kaneko, Cyber-Technology in Sales Promotion And The Consumer Legal Protection として、デジタル・コンテンツ取引の対象と、取引自体がデジタル技術のVRやARを利用する電子商取引について、取引に適用される法的問題について考察を行った。また、Hironao Kaneko, Technology Succession in high aging society and law, openly or exclusively として、3D加工等に活用される技術情報を中心として、従来、営業秘密ないしノウハウとして分類される知的財産を取り上げた。これらの情報を承継ないし第三者に譲渡可能な財産として重要性が新たに認識されるようになった現状とともに、技術保護の視点から日本における不正競争防止法による営業秘密の保護について考察を行った。

財産的価値のある新しく現れる情報財について、それらの取引、譲渡可能性に関して、倒産法以外の法的保護の現状と、情報利用が困難になること事業継続が困難となる場合について、民事再生手続の開始要件「事業者の経済的窮境」との関係について整理を行った。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

金子 宏直「知的財産破産-著作権の利用関係処理を中心に-」野村先生古稀記念論文集『知的財産・コンピュータと法』pp.635-652, 2016.3. (査読なし)

川和 功子=金子 宏直「EUにおけるデジタル・コンテンツ契約の現在」,法とコンピュータ, No. 36, pp.113-125, 2018.7. (査読あり)

〔学会発表〕(計 5 件)

Hironao Kaneko, Self help in cyberspace, Law and Society Association, Aug. 5, 2015.

Hironao Kaneko, The possibility of the settlement in court: application to the conflicts relating to the Internet, Law and Society Association, June 4, 2016.

Hironao Kaneko, Warranty of Accurate information on the Informational Service Provider(ISP) -Curating Site Case, Asian Law and Society Association, Dec. 15, 2017.

Hironao Kaneko, Cyber-Technology in Sales Promotion And The Consumer Legal Protection, Law and Society Association, May 11, 2018.

Hironao Kaneko, Technology Succession in high aging society and law, Openly or exclusively, RCSL-SDJ, Sept. 13, 2018.

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6 . 研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名：川和 功子  
ローマ字氏名： KAWAWA NORIKO  
所属研究機関名：同志社大学  
部局名：法学部  
職名：教授  
研究者番号（8桁）：70295731

### (2)研究協力者

研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。